

四日市市告示第98号

四日市市結婚祝金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月17日

四日市市長 森 智 広

四日市市結婚祝金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市結婚祝金交付要綱（令和5年四日市市告示第183号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

(こども未来部こども未来課)